5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Masato Adachi Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Investigation for structure foundation of east area of Kyoto-Minami Junction in Daini-Keihan Road
⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 November 2024 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 21 November 2024. if by mail, 4 : 00 P.M. 21 November 2024)
⑸　Time Limit for the submission of proposals and relevant documents by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 26 December 2024 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 26 December 2024. if by mail, 4 : 00 P.M. 26 December 2024)
⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 13 February 2025 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 13 February 2025 If by mail 11 : 00 A.M. 13 February 2025)
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑻　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch West Nippon Expressway Company Limited, 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki-City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan, Tel. 06―6344―9242

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

令和６年11月11日

支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　中央合同庁舎第５号館リニューアル（Ｒ６）設計業務
⑶　業務内容　本業務は、中央合同庁舎第５号館の以下の改修設計を行うものである。
・使用調整に伴う大規模リニューアルの建築、電気設備及び機械設備の基本・実施設計等
⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和８年３月31日まで
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑹　本業務においては、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。
⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格
技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年11月11日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から中央合同庁舎第５号館リニューアル（Ｒ６）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績　平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績、「インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）

4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績　平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績、「インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）
⑸　ＣＰＤ取得単位の状況
⑹　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

第明治三十種郵便物認可　三十五年三月三十一日